

総行行第 2 8 4 号
令和 7 年 6 月 1 3 日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）

行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 6 5 号。以下「改正法」という。）が、議員立法により成立し、本日、公布されました。

改正法は、行政書士の使命及び職責に関する規定の創設のほか、特定行政書士（改正法による改正後の行政書士法（昭和 2 6 年法律第 4 号。以下「新法」という。）第 1 条の 4 第 2 項に規定する特定行政書士をいう。以下同じ。）が行政庁に対する不服申立て手続の代理等を行うことができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関するものを行政書士が「作成することができる」とすることや、同法第 1 9 条第 1 項の業務の制限に関する規定についてその趣旨の明確化を図ること等を内容としています。

また、改正法の提案者は、改正法の趣旨について、「行政書士は、依頼を受けて、官公署に提出する書類を作成すること等を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに、国民の利便の向上や権利益の実現に資してまいりましたが、今日、デジタル社会が進展するなど、行政書士制度を取り巻く状況は大きく変化しております。このような状況を踏まえ、国民の利便の更なる向上等を図る見地から、特定行政書士の業務範囲を拡大する等の措置を講ずることとし、本起草案を提出した」と説明しています。

改正法は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとされておりますが、施行にあたって遺漏のないようお願いします。

なお、改正法の施行後は、特定行政書士が不服申立て手続を代理する件数の増加が見込まれます。業務の適正性の確保や国民の利便性向上の観点から、当該手続に関する業務実態の調査や事例の収集に努めていただきますようお願いします。